

# SPC JINJIKEN NEWS



## 入国在留管理庁（仮）、来年設置へ （8月25日）

法務省は、2019年4月に「入国在留管理庁」（仮称）を設置する方針を固めた。現在4,870人いる入国管理局を再編し、「庁」に格上げ。外国人労働者の受入れ拡大への対応や、不法就労の取締り等を強化する。

## 厚生年金、パート適用拡大へ（8月27日）

厚生労働省が、厚生年金に加入するパート労働者の適用対象を拡大することを検討していることがわかった。パート労働者の月収要件を、現在の8.8万円から6.8万円に緩和することなどが軸。9月にも社会保障審議会に検討会を設置する。

## 中央省庁の障害者雇用3,460人水増し、再調査結果公表（8月28日）

中央省庁で障害者雇用数が水増しされていた問題で、政府が公表した再調査結果（昨年6月1日時点）によると、従来の調査で約6,900人の雇用とされていたが、このうち3,460人が水増しされていたとわかった。2.49%とされていた障害者雇用率も、実際には1.19%であった。今後、弁護士らによる原因の検証チームが設置されるほか、地方自治体の全国調査も実施される。

## 同一労働同一賃金ガイドライン、議論開始（8月31日）

同一労働同一賃金の指針（ガイドライン）策定の議論が、労働政策審議会の部会で始まった。原案では、2016年に公表された指針案に「格差を解消するために労使の合意なく正社員の待遇を引き下げるのは望ましくない」と追加した。厚生労働省は年内に指針を公表する方針。

## 求人倍率1.63倍 44年ぶり高水準（8月31日）

厚生労働省が7月の有効求人倍率を発表し、前月比0.01ポイント上昇の1.63倍だったことがわかった。上昇は3カ月連続で、44年ぶりの高水準。

## 「70歳雇用」実現に向け高齢者就労促進施策を検討～政府方針（9月6日）

政府は、原則70歳まで働き続けることができるよう、環境整備を始める。高齢者雇用に積極的な企業への補助金の拡充、高齢者が働くインセンティブを高めるために評価・報酬体系の官民での見直しを行うとともに、高年齢者雇用安定法を改正し継続雇用年齢を徐々に70歳にまで引き上げる方針。今秋から本格的な検討に入る。

## 留学生の就職可能業種緩和へ～法務省が在留資格拡大を検討（9月6日）

法務省は、外国人留学生らが日本で就職しやすくなるよう、在留資格を得られる職種を広げる方針を固めた。「特定活動」の対象を拡大し、レストランでの接客業務やアニメーターのアシスタント等の仕事に就くことを可能



とする。同省の告示を改正し、来年4月の運用開始を目指す。

### 労災保険 事務ミスで休業補償 1.1 万人に支給遅れ (9月8日)

厚生労働省は7日、労災保険の給付事務のミスにより、全国の請求者約1万1,000人に支払うべき計28億円弱の休業補償の支給が遅れると発表した。職員によるシステム誤操作が原因で、10日までの支給ができなくなったとしている。

### 従業員の7割が客から迷惑行為 (9月14日)

流通業やサービス業などの労働組合でつくるUAゼンセンの調査で、飲食やレジャー施設などで働く従業員の約74%が、客から暴言や暴力などの迷惑行為を受けていたことが判明した。迷惑行為に対する対応については、36%が「謝り続けた」と回答している。このような状況を受け、UAゼンセンは、8月に迷惑行為対策の法整備を求める要請書を厚生労働省に提出した。

### 厚生年金の適用拡大へ議論開始 (9月15日)

厚生労働省の社会保障審議会は14日、短時間労働者の厚生年金の適用範囲拡大について議論を開始した。2016年10月から、501人以上の従業員がいる事業所で、週の労働時間20時間以上、賃金月8万8千円以上などの要件を満たす人が新たに適用対象となったが、より小規模の事業所への適用や賃金要件の引下げなどを検討するとしている。2020年にも改正法案を提出する方針。

### 高齢者の就業者数 807 万人 過去最高に (9月18日)

総務省が65歳以上の日本の高齢者の推計人口(9月15日現在)を発表し、65歳以上と定義される高齢者人口が前年比44万人増の

3,557万人となり、総人口に占める割合が28.1%と過去最高を更新したことがわかった。



また、労働力調査によると、2017年の高齢者の就業者数も前年比37万人増の807万と過去最高となった。

### 年金「扶養親族等申告書」記入項目簡略化 (9月19日)

日本年金機構は18日、年金の所得控除に必要となる2019年分の「扶養親族等申告書」を対象者約810万人に発送した。18年分の申告書は税制改正などの影響で様式が大幅に変更されたことから未提出が続出したため、19年分は記入項目を簡略し、前年と変更がない場合は「変更なし」の欄に丸をつけ、署名、押印すればよくなる。また、控除の仕組みを説明するお知らせ等も同封する。提出期限は10月末。

### 人手不足の介護業界に実態調査 (9月19日)

介護職員らの労組「日本介護クラフトユニオン」が行った月給制と時給制で働く組合員を対象に行った調査の結果によると、介護業界の離職率を減らすための方法を聞く質問で最も多かった回答が、「賃金を高くする」で約8割、次いで「休日を取れるようにする」が約3割だった。

### 裁量労働制 調査手法の議論始める (9月21日)

厚生労働省は20日、裁量労働制の対象業務拡大に向け、裁量労働制で働く人の労働実態を調べる調査の検討を始めた。統計学や労働経済学の専門家、労使関係者らでつくる検討会で調査の内容を決め、2019年度にも始める見通し。裁量制拡大は同省の調査結果への批判を受けて働き方改革関連法から削除された経緯がある。



## トピックス●賃金不払残業に関する監督指導 是正企業数・支払われた割増賃金の額などが大幅増

厚生労働省から、平成30年8月中頃、「平成29年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果」が公表されました。

今回公表されたのは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成29年4月から平成30年3月までの期間に不払いだった割増賃金（不払い残業代）が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。

### ————— 平成29年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント —————

- 是正企業数→1,870企業（前年度比 521企業の増）  
うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、262企業（前年度比 78企業の増）
- 対象労働者数→20万5,235人（同 107,257人の増）
- 支払われた割増賃金合計額→446億4,195万円（同 319億1,868万円の増）
- 支払われた割増賃金の平均額→1企業当たり2,387万円、労働者1人当たり22万円

監督指導の対象となった企業では、その監督指導のもと、定期的にタイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか確認するなど、賃金不払残業の解消のためにさまざまな取組を行い、改善を図っているようです。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していくとのことです。

平成29年度の是正結果をみると、是正企業数が増加し、支払われた割増賃金の額なども大幅に増加しています。

これは、次のような取組（※）を実施するなど、監督指導・是正指導が厳しくなった結果といえるでしょう。

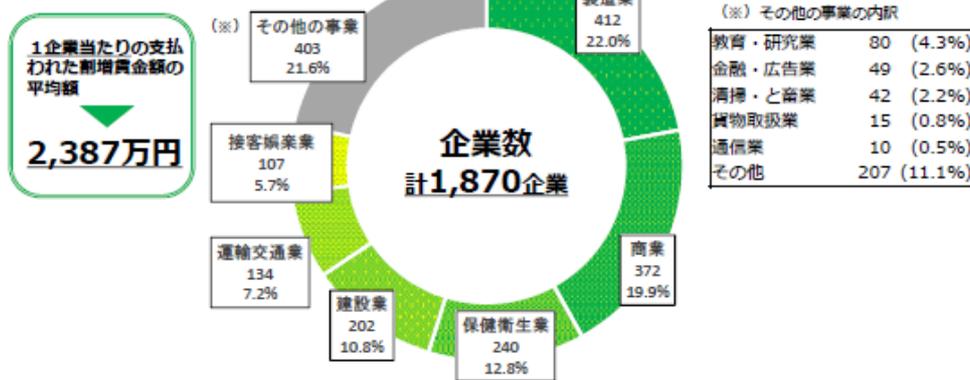
※厚生労働省では、委託事業により、インターネット上の賃金不払残業などの書き込み等の情報を監視、収集する取組を実施しており、労働基準監督署は、その情報に基づき必要な調査等を行うこととしている。

例) 例えば、こんなケースが紹介されています。

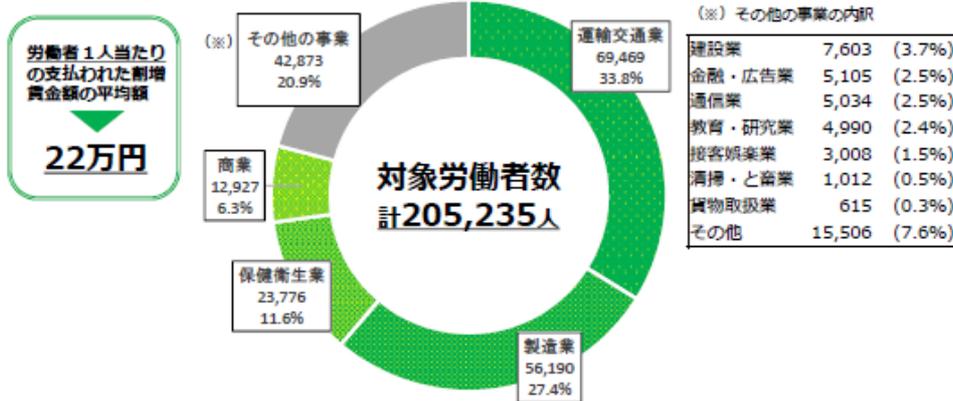
インターネット上の情報に基づき労働基準監督署が立入調査を行った結果、その企業では、自己申告により労働時間を管理していたが、自己申告の記録とパソコンのログ記録や入退室記録とのかい離が認められ、また、月末になると一定の時間を超えないよう残業を申告しない状況がうかがわれるなど、賃金不払残業の疑いが認められた。

## 100万円以上の割増賃金の遡及支払状況（平成29年度分）

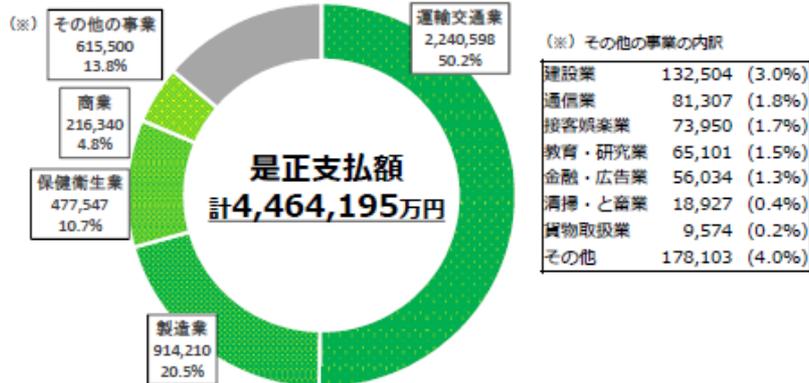
### ① 業種別の企業数（単位：企業）



### ② 業種別の対象労働者数（単位：人）



### ③ 業種別の是正支払額（単位：万円）



(注) 対象事業は、労基署が定期監督及び申告に基づく監督を実施し、割増賃金の不払に係る指導を行った結果、平成29年4月から平成30年3月までの間に1企業で合計100万円以上の割増賃金の支払がなされたもの

出典：厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000343989.pdf>

☆支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり2,387万円ということで、とても大きな金額ですね。

「我が社は大丈夫」という思い込みは危険です。日頃から、労働時間は適正に把握しておきたいものです。